

## 第7章

### 飼料輸入業者届

## 1 飼料輸入の開始

飼料を輸入しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

飼料輸入業者は、その届出に係る飼料の販売業者届は不要です。（輸入業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります。）

## 2 飼料輸入業者届の記載方法

### (1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

### (2) 届出の宛先

- ・大臣の氏名も記載してください。

### (3) 氏名・住所

- ・届出書右上の届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。支店長等の代理人名での届出はできません。

### (4) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

- ・法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。

### (5) 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

この項には、自社で輸入した品目についての販売事業場及び保管施設を記載してください。

#### 1) 販売業務を行う事業場の所在地

ここでいう販売業務は「商品の所有権の他者への移動」を指します。すなわち、自ら小売や卸売をしていない輸入業者も、ここでいう販売業務は必ず行っていることとなります。したがって、この項には届出業者の本店、支店等の販売業務を行う事業場の所在地を記載してください。この項に商品を卸している相手先や小売業務等を委託している会社等の所在地は記載しないでください。

#### 2) 飼料を保管する施設の所在地

他業者の倉庫等を恒常的に使用している場合は、当該倉庫も記載してください。また、保管施設がない場合は、「該当なし」と記載してください。

### (6) 輸入に係る飼料の種類

- ・飼料製造業者届に準じて記載してください。
- ・輸出用又は試験研究用として輸入するもの  
届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。

### (7) 飼料の輸入の開始年月日

飼料の輸入を開始する年月日（通関日）を記載してください。

**(8) 輸入する飼料が製造されたものである場合における当該飼料の原料又は材料の種類**

- ・輸入に係る飼料の種類毎に区分し記載してください。また、飼料添加物については別枠に記載してください。
- ・原材料に配合飼料、混合飼料又は複合製剤を使用している場合は、それに使用されている原料をすべて列記してください。(飼料添加物の賦形物質・安定製剤等は記載不要です。)

**3 届出事項に変更があった場合**

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

**(1) 飼料輸入業者届出事項変更届**

次の事項に変更があった場合は、「飼料輸入業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(個人の場合は氏名及び住所)
- 2 販売業務を行う事業場及び当該飼料を保管する施設の所在地
- 3 輸入に係る飼料の種類(輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称)
- 4 飼料の輸入開始年月日
- 5 輸入する飼料が製造されたものである場合における当該飼料の原料又は材料の種類

**4 事業の廃止届**

事業を廃止した場合は、「飼料輸入業者事業廃止届」を提出してください。

**(1) 届出年月日**

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

**(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付**

- ・最初に輸入業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料輸入業者届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

飼料輸入の2週間前までに届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県○〇市○〇町○〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。  
記

- 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○  
○○県○〇市○〇町○〇番地
- 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
  - 販売業務を行う事業場の所在地  
○○県○〇市○〇町○〇番地(○○支店)  
○○県○〇市○〇町○〇番地(○○支店)
  - 飼料を保管する施設の所在地  
○○県○〇市○〇町○〇番地(○○倉庫)  
○○県○〇市○〇町○〇番地(○○倉庫)
- 輸入に係る飼料の種類(輸出用又は試験研究用として輸入するものについては、その旨及びその名称)

種 類
とうもろこし、大豆油かす、なたね油 かす、牛用混合飼料

- 飼料の輸入の開始年月日  
令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 輸入する飼料が製造されたものである場合における当該飼料の原料又は材料の種類

原 料 又 は 材 料 の 種 類	
	飼 料 添 加 物 の 種 類
ビートパルプ、米ぬか、ふすま、 りん酸カルシウム、炭酸カルシウ ム、食塩	ビタミンA、ビタミンB <sub>3</sub>

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料輸入業者届出事項変更届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更後1ヶ月以内に届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

最初に飼料輸入業者として届け出た年月日



さきに〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

(1) 代表者

新) ○ ○ ○ ○  
旧) △ △ △ △

(2) 社名又は住所

新) ○〇〇〇株式会社 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地  
旧) △△△△株式会社 岡山県△△市△△町△△番地

(3) 販売業務を行う事業場の追加又は削除

	販売業務を行う事業場の名称	販売業務を行う事業場の所在地
追加	○〇〇〇株式会社 ○〇支店	岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地
削除	○〇〇〇株式会社 ○〇支店	岡山県〇〇郡〇〇町〇〇番地

(4) 販売業務を行う事業場の名称及び所在地

新) ○〇〇〇株式会社○〇支店 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地  
旧) △△△△株式会社△△支店 岡山県△△市△△町△△番地

(5) 飼料の種類追加

飼料の種類	原料又は材料の種類	飼料添加物の種類
		肉用牛肥育用配合飼料

2 変更した年月日

- (1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
:

(1)~(5)の項目毎に変更した年月日を記載して下さい。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料輸入業者事業廃止届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業廃止後1ヶ月以内に届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 ○ ○ ○ ○ 株式会社

代表取締役社長 ○〇 ○〇

最初に飼料製造業者として届け出た年月日

さきに〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により飼料輸入業者の届出をしたが、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。